

# 2024年度 明石市立藤江小学校いじめ防止基本方針

明石市立藤江小学校

## 1 はじめに

いじめは重大な人権侵害であり、絶対に許されない行為であるという認識のもと、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止、早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針（以下、「学校基本方針」とする）」に従って、保護者や地域とともに、いじめのない学校づくりを進める。

### ◆いじめの理解

いじめとは、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であり、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ① どの児童にもどの学級にも起こり得る。
- ② 人権侵害であり、人として決して許されない。
- ③ 大人には気づきにくい所で行われることが多く発見しにくい。
- ④ 児童は入れ替わりで加害も被害も経験することが少なくない。
- ⑤ 暴力を伴わなくても生命、身体に重大な危険を及ぼす。
- ⑥ 態様により暴行、恐喝等刑罰法規に抵触する。
- ⑦ 傍観者から仲裁者への転換が重要である。

## 2 いじめ問題の現状

### (1) 本校のいじめの態様

- ・適切な判断力が伴わないことにより、いじめへ発展してしまう場合がある。
- ・小さなトラブルや個人的なストレスから、相手への思いやりに欠ける言動につながってしまう場合がある。
- ・遊んでいる中で、いつの間にか一方が嫌な思いを抱いてしまう場合がある。

### (2) 認知のきっかけ

<低学年>

学級担任が気づく他、「学校の教職員以外からの情報により発見」や「他の児童からの情報」で認知されることもある。

<高学年>

学級担任が気づく他、「学校の教職員等（学級担任以外にも専科や養護教諭等の教師）が発見」することがある。

◎日頃の児童の様子を注意深く観察し、変化に気づけるようにする。

⇒授業中や休み時間、朝の会、終わりの会、日記等から多面的に見ておき、人間関係や児童の心情の変化に気づけるようにアンテナを張っておく。

### (3) 発見ならびに対応上の課題

- ・子どもの様子がおかしいと感じたら、担任一人で判断せず、周囲の教師にも相談し、事実の確認をする。
- ・教員がいじめの定義をしっかりと認識し、被害を受けている子どもの立場になって考える。
- ・「じゃれあい」「けんか」という認識でよいのか、いじめの要素はないのかじっくり観察する。
- ・周囲の目撃児童からの証言も含め、事実の把握に努める。
- ・加害・被害双方の保護者へ十分な説明を行い、その上で連携を深める。
- ・再発防止に努めるとともに、事後のケアの方法を検討する。
- ・スクールカウンセラーや関係機関と連携する。 ⇒組織に基づいて行動し、職員全体で連携を図る。

## 3 いじめ問題の克服に向けた基本的な方向性

いじめ問題の克服に向けた基盤として、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしつつ、一体となって児童生徒一人ひとりの人間的成長を促す必要があり、特に学校においては全ての教科を含め、教育活動全体を通じて取り組む必要がある。

- ・いじめ問題は重大な人権侵害で絶対に許されない行為であり、学校の在り方が問われる問題であるとの認識に立つこと。また、命や人権を尊重する教育を推進し、児童生徒の多様性が生かされ、互いの違いを認め合う学級経営を行うこと。
- ・教育活動全体を通じて、児童生徒の自己有用感や規範意識を醸成すること。
- ・学校基本方針に基づき、未然防止、早期発見・対応に向けた教職員の対応能力を向上させるとともに、家庭・地域との連携強化を図り、関係者が一体となって組織的に対応すること。
- ・児童生徒が、学級活動、児童会活動等での主体的な活動を通じ、いじめ防止の活動等について自分たちで考え実行できるよう、教職員は日常の望ましい生活態度の形成をはじめ、発達段階に応じて自ら解決できるよう支援すること。

### (1) 指導体制

### ① いじめ防止等対策委員会の設置

- ・いじめ防止に関する措置を実行的に行うため、校長、教頭、教育課程担当、生徒指導担当、学級担任、養護教諭、児童支援担当、学年団、不登校担当、スクールカウンセラー（県配置または児童生徒支援課）、スクールソーシャルワーカー（児童生徒支援課）をメンバーとして設置する。なお、メンバーは実態に応じて柔軟に対応する。
- ・定例委員会を開催する他、いじめ事案が想定される場合は緊急に開催する。
- ・年間指導計画の作成・実施、定期的な点検・評価、校内相談窓口の整備と周知、情報収集、情報の整理・分析と適切な管理、効果的な対策の検討と全職員への周知・共通理解を図る。

### ② いじめ防止等対策委員会の機能と役割

- ・学校いじめ防止基本方針の策定と見直し
- ・いじめに関する児童・保護者・地域に対する意識の啓発
- ・いじめの相談・通報窓口としての役割とその周知
- ・いじめがあるかどうかの判断やいじめが疑われる情報があった時の迅速な対応
- ・いじめの情報や問題行動等に係る情報の収集と記録
- ・いじめの対応に関する校内研修等の企画
- ・いじめ防止等についてP D C Aサイクルによる検証と改善 等

### ③ 校内での活動の呼びかけ

- ・いじめのない学校づくりを進める上での取り組みを教師全体に呼びかけ、定期的に点検しながら行っていく。

### ④ 学校・家庭・地域の連携

- ・相互に密接な連携を図り、一体となった教育活動を推進。  
⇒参観日・オープンスクールの充実（開催日時の工夫）…たくさんの方に来ていただけるような日時の設定、地域に密着した行事の開催、学校ホームページによる情報の発信
- ・学校間においては、配慮を要する児童情報の引き継ぎを行い、指導体制・指導内容の共有を図る。

### ⑤ 学校評価・教員評価による改善

- ・組織的対応の取り組みを評価

## (2) 未然防止

本校では、特に未然防止に重点を置き指導を進めたいと考えている。そのため、様々な取り組みを積極的に行っていくことで、児童の健全な育成へつなげていきたい。

### ① 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

⇒教師がいじめについての認識と人権感覚を磨き、学年・学級の児童実態に応じた指導を進める。

### ② いじめに対する正しい理解

⇒年度当初に各学級で指導を行い、いかなることがあっても「いじめは絶対に許さない」という風土づくりを推進する。

### ③ 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

⇒児童会活動を中心に「あいさつ運動」を積極的に行い、自発的に行動する力を養う。また、異学年交流を行い、高学年の児童が低学年の児童の面倒を見ることで思いやりの心を育てる。特別活動の機会を中心に友だちの良いところ見つけをして、友だち同士で認め合える雰囲気を高めていく。

### ④ 気軽に周囲に相談できる環境づくり

⇒学級の枠を超え、学校全体で指導する。児童が相談できる教師を増やし、見守る目も増やしていく。

### ⑤ 児童や学級の様子の把握

⇒学級活動の充実を意識し、学級でも高まり合える環境を整える。日記・作文・朝の会・終わりの会などで見せる児童の様子をしっかりと観察しておき、変化に気づけるようにしておく。

### ⑥ 道徳の授業の充実

⇒年間35時間の授業を通して、道徳心を育んでいく。

### ⑦ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

⇒外部講師を招聘して「ネットモラル研修会」を行う。児童がトラブルに巻き込まれないよう、未然防止を目的に行う。

### ⑧ 校内研修・研究の充実

⇒校内研修・研究の機会を充実させ、よりわかりやすい授業を行うことで児童の自尊感情を高める。

## (3) 早期発見

### ① 市内一斉アンケート調査の実施

- ・一斉アンケート調査は、各学期に1回（6月・11月・2月）実施する。

⇒気になる項目にチェックが入っている児童には個別に面談し、話を聞く。特に問題がなくても、事前に話を聞いておくことで、次回に生かされるという意識のもとで取り組む。

### ② 個人ノート、日記等の活用

- ・子どもたちのサインをいち早く収集することにつながる。日常的に日記や連絡帳、個人ノート等の記述や会話などが

ら、子どもたちの内面理解を深め、気になる動向や生活実態の把握に努める。

⇒友人関係、家庭環境、遊び方など、子どもの内面や生育についても理解を図る。

### ③ 教育相談の充実

- ・アンケート調査に連動して、気になる回答をした児童に対し、個人面談を行う。アンケート実施時のみではなく、定期的に面談を実施する。心の悩みなどを把握する
- ・担任だけではなく、養護教諭・生活指導担当・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等、多面的な関わりを有効に活用できる校内の教育相談体制を構築する。

## (4) いじめ発生時の組織的対応

### ① 情報収集と現状認識の共有化

#### ○正確な情報収集と分析

- ・いじめられた子どもの立場に立って、いじめられた子どもの気持ちを受け止めながら、いじめの経緯や行為等の内容などについて、丁寧に確認する。
- ・いじめかどうかを一人で判断せず、情報を集め、チームで対応する。
- ・被害者・加害者・観衆・傍観者など、いじめに関わった様々な立場の子どもたちすべてから、事実と思いについての確認を行う。

⇒正確な情報を迅速かつ丁寧に確かむため、複数の教師で対応する。徹底して情報を集める。

#### ○情報と現状認識の共有化

- ・直ちに校長に報告する。
- ・校長は、状況に応じて、いじめ防止等対策委員会を招集するなどして、正確な情報の収集に努めるとともに、情報を整理して全教職員に伝え、情報の共有化を図る。

⇒報告・連絡・相談を徹底して行い、些細なことでも問題につながるようなことは共通理解を図っておく。事実の報告だけでなく、今後の対応策についても把握しておく。

### ② 対策の検討

#### ○対策の検討と役割分担・調整

#### ○対応への全教職員の意思統一

⇒組織図に則り、具体策に応じた教職員一人一人の役割を明確にする。

#### ○関係機関との連携・調整

- ・家庭・地域・関係機関等に報告・連絡・相談等を適切に行う。その際、窓口の一本化を図る。
- ・子どもたちへの指導段階では、明石少年サポートセンターと、また、触法事案に至っては、明石警察署（生活安全課少年係）と、情報の共有や連携に努める。

⇒調査班・対応班を中心に、被害児童の休み時間等の見守りや被害児童が別室登校を希望した場合の対応教師等、想定できるものは細かく役割分担し、組織で動く。

### ③ 個別の対応

#### ○いじめられた子どもへの対応

- ・いじめの解消に向けた決意を伝え、児童を徹底して守る姿勢を示す。
- ・児童を決して孤立させず、安心して相談できる場を継続的に設定する。
- ・スクールカウンセラー等と連携し、心のケアを行う。
- ・家庭や外部の関係機関等と連携をとる。

⇒必要に応じて、児童生徒支援課のスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーにも連携を依頼する。

#### ○いじめられた児童の保護者への対応

- ・家庭訪問し、誠意を持って子どもの状況を正確に伝え、協力をお願いする。
- ・保護者の思いを十分に傾聴し、今後の指導の方向性と解消への見通しを伝える。
- ・スクールカウンセラー等によるサポートを受けられることも可能であることを伝える。
- ・適時情報の正確な連絡と、指導状況についての経過報告を行う。

⇒保護者との連絡を密にし、どんな些細なことでも相談するなど、協力して対応していくということを伝える。

#### ○いじめた側の児童への対応

- ・子どもたちが、落ち着いて自らの言動を顧みることのできる場を設定する。
- ・自らの言動が、相手の人としての尊厳を傷つけたことに気づかせ、反省を促す。
- ・児童を決して孤立させず、落ち着いて今後の行動を考えられる場を継続的に設定する。
- ・自分のどのような面がいじめという行動につながったのかを知り、再発防止の意識づけにつなげていく。またその過程においてはスクールカウンセラー等、専門家のサポートを積極的に活用する。
- ・家庭や外部の関係機関との連携を図る。

⇒再発防止に向けての指導を徹底して行う。解決で終わりというわけではなく、指導を継続していく。

#### ○いじめた側の子どもたちの保護者への対応

- ・家庭訪問したり、学校で面談したりするなど、いじめの事実について冷静かつ正確に伝える。その際、複数の教職員などで対応する。
- ・保護者へ「いじめに対する正しい認識」を促し、いじめられた子どもとその保護者に対して、誠意ある態度や行動を示すように助言する。
- ・スクールカウンセラー等によるサポートを受けることも可能であることを伝える。

#### ④ 周囲の子どもたち・保護者等への対応

##### ○学級活動、児童会において

- ・子どもたちに、いじめは重大な人権侵害であり、人として絶対に許されない行為であることを呼びかけ、自分たちのまわりにあるいじめについて考えさせる。
- ・学級活動、児童会活動などの場を通して、いじめ根絶のために、具体的に自分たちが何をすればよいのか、話し合う機会を設ける。

##### ○周囲の児童への対応

- ・いじめは、「被害者」と「加害者」だけの問題でなく、自分を含めた所属する集団全ての問題であり、決して他人事ではないことを理解させる。
- ・周りではやし立てたり、喜んでみていたりする「観衆」は、いじめ行為を積極的に是認・助長する存在となり、いじめ行為と同じであることを理解させる。
- ・見て見ぬふりをする「傍観者」は、いじめ行為を暗黙的に支持・加担する存在となり、いじめられている子どもにとっては、支え(味方)にはなり得ないことを理解させ、いじめを止めさせたり、誰かにいじめを知らせたりする勇気を持たせる。
- ・いじめられている子どもの苦悩する気持ちや立場になり、自分には何ができるかを考えさせ、人権尊重の精神と思いやりのある心を育てるとともに、自らの意思によって行動がとれるように指導する。
- ・児童生徒が自らの「気づき」を、教職員をはじめとした大人につなぐ行動を起こしやすい雰囲気づくりを行う。

##### ○周囲の児童の保護者への対応

- ・事実に基づく適切な情報の提供を行い、誤解や動揺が広がらないよう、各家庭からの協力をお願いする。
- ・関係する子どもたちや保護者のプライバシーを尊重するとともに、各家庭でもいじめ問題の解消に向けて、できることを話し合ってもらおうようお願いする。
- ・今後の指導の方向性と解消への見通しを伝え、適切な経過報告を行う。

##### ○PTA・地域との連携・協力

- ・PTA や地域などにおいて、不正確な情報や誤解が広がらないよう、適切な時期に正確な情報提供を行う。
- ・学校の方針や解消の見通しを適切に示し、理解と協力を求める。
- ・人権やプライバシーに配慮し、子どもたちを温かく見守ることをお願いする。
- ・校外などにおけるいじめや問題行動等については、PTA やスクールガード、自治会等、地域の方々としっかり連携を行い、気づきや発見があれば、学校へ速やかに連絡が入る体制づくりを行うとともに、実態把握、早期対応に努める。

##### ○関係機関等との連携・調整

- ・教育委員会事務局の指導を受けながら、必要に応じて、中央子ども家庭センター・警察・少年サポートセンターなどの関係機関と連携を図る。
- ・特に、暴行・傷害の事実が認められた場合は、原則として、警察または少年サポートセンターに情報提供を行う。また、警察の捜査に協力し、その妨げとならないよう配慮しながら、調査を進めるとともに、少年サポートセンターとは、必要に応じて、調査にも協力を仰ぐようにする。

#### ⑤ 事後指導

##### ○関係者・機関等への適切な報告

- ・保護者や関係機関等にいじめの解消に至った経緯、及び今後の指導について適切に報告する。

##### ○長期間の継続観察と指導

- ・解消したと見られた後も、子どもたちの観察を継続して行い、適宜指導する。

##### ○事例の分析、改善策の立案

- ・事例として記録に残し、指導方法改善への資料とする。

#### ⑥ 体制の強化

##### ○総合的な取組体制の強化

- ・これまでの事例をもとに改善点を洗い出して、学校の指導体制を見直し、いじめ問題の総合的な取組体制を強化する。

### (5) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

#### ① インターネットの危険性やネット上のトラブルについて、最新の動向を把握

- ・情報モラルに関する教職員の指導力向上
- ・児童、保護者への啓発（保護者との連携）

#### ② いじめを発見した場合、書き込みや画像の削除等の迅速な対応

・人権侵害や犯罪、法律違反等、事案に応じて警察や法務局人権相談窓口等の専門機関と連携  
⇒藤江小学校に在籍の間に必ず、携帯・スマホ等の情報モラル研修を児童に受けさせ、インターネット等のトラブルに巻き込まれないようにする。また、保護者にも情報モラル研修会に参加を促し、児童が置かれている状況を知ってもらう。また家庭でも話をしてもらう。

#### (6) 校内研修の充実

いじめ対応マニュアルや藤江小学校のいじめ防止基本方針等を活用した校内研修を実施し、いじめの防止、いじめの早期発見・早期対応について、教職員の共通理解と対応能力の向上を図る。また、各教職員がいじめ対応マニュアルや学校いじめ防止基本方針を活用して、日頃の指導や取組等の点検を行い、いじめの認知や対応能力の向上を図る。また、臨床心理士等、専門家が実施する研修も積極的に活用する。

### 5 重大事態への対応

#### (1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受けた子どもの状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害があった場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより子どもが相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、子どもが一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

子どもや保護者からいじめられて重大事案に至ったという申立てがあったときは校長が判断し、適切に対応する。

#### (2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、校長は直ちに教育委員会に報告するとともに、教育委員会と調査主体を協議し（学校主体で調査し教育委員会は学校の調査のバックアップするのか、教育委員会が調査するのか）、判断する。

学校主体の調査にあたっては、校長がリーダーシップを発揮し、いじめ対策委員会に専門的な知識及び経験を有する外部の専門家である弁護士（明石市コンプライアンス担当課長）や教育委員会児童生徒支援課担当職員を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

また、教育委員会主体で調査を行う場合は、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

### 6 その他の事項（評価・検証等）

本校は、教職員の日頃の取り組みはもちろん、児童会を中心にいじめ防止に向けた取り組みを行っている。現在コロナウィルスの影響があり、実施できないこともあるが、例年「あいさつ運動」、「異学年交流」、「Let's チャレンジ 藤江っ子」等を行っている。異学年交流の場を積極的に設け、思いやりの心を育てている。また、友達のいいところを見つけ、紹介することにも取り組み、認め合える土壌づくりにも取り組んでいる。

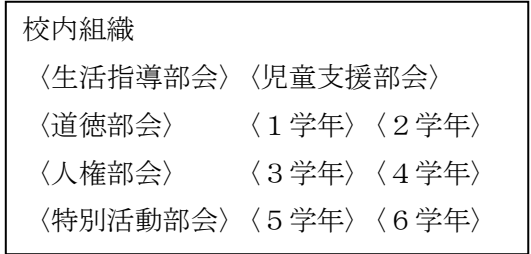
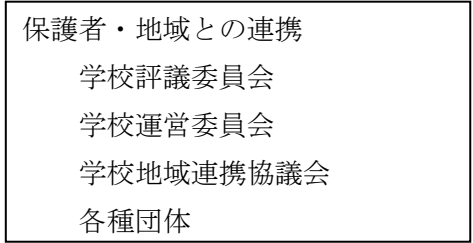
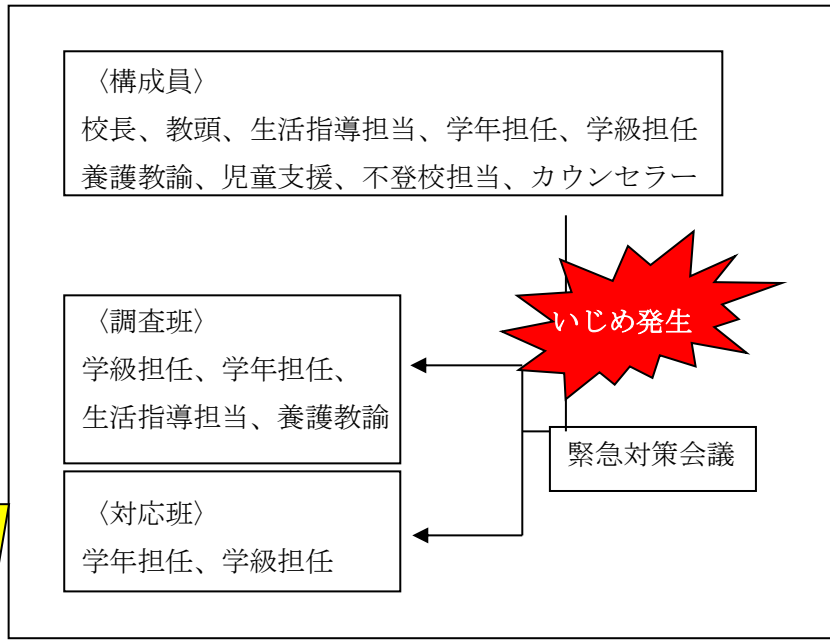
また、学校評議員会やPTA総会をはじめ、学年・学級懇談会、家庭訪問等で、学校や学級の経営方針などを紹介し、保護者や地域に情報発信している。

また、いじめ防止等を実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、いじめ防止等対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針を見直すに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から児童会を中心に子どもの意見を取り入れるなど、いじめの防止等について子どもの主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

いじめ情報のキャッチ

- ・いじめ対応チームを招集する。

いじめ対応チーム



- ・いじめられた子どもを徹底して守る。
- ・見守る体制を整備する。(登下校、休み時間、清掃時間、放課後等)

正確な実態把握

- ・当事者双方から聞き取り、記録をする。
- ・個々に聞き取りを行う。
- ・関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ・一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

指導体制、方針決定

- ・指導のねらいを明確にする。
- ・すべての教職員の共通理解を図る。
- ・対応する教職員の役割分担を考える。
- ・教育委員会・関係機関と連携を図る。

子どもへの指導・支援

- ・いじめられた子どもを保護し、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた子どもに、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識を持たせる。

保護者との連携

- ・直接会って、具体的な対策を話す。
- ・協力を求め、今後の学校との連携方法話し合う。

今後の対応

- ・継続的に指導や支援を行う。
- ・カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- ・心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

いじめ未然防止のために

